

総務産建常任委員会所管事務調査報告書

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された調査事件について、調査の経過及び結果を会議規則第 77 条の規定により報告する。

平成 23 年 6 月 14 日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教 様

総務産建常任委員長 岩 田 浩 志

記

- 調査事件名
- 1 公的施設の管理運営について
 - 2 土地改良基盤整備事業推進の件

1 調査の経過

(1) 公的施設の管理運営について

平成 21 年 12 月 16 日に開催された平成 21 年第 4 回定例会において、本委員会の所管事務調査として閉会中の継続調査に付託され、平成 21 年に 3 回、平成 22 年に 8 回、平成 23 年に 5 回の計 16 回、委員会を開催して調査を行なった。

(調査の経過は別紙のとおり)

(2) 土地改良基盤整備事業推進の件

平成 23 年 3 月 23 日に開催された平成 23 年第 1 回定例会において、本委員会の所管事務調査として閉会中の継続調査に付託され、平成 23 年に 4 回、委員会を開催して調査を行なった。

(調査の経過は別紙のとおり)

2 調査の結果

1 公的施設の管理運営について

(1) 公的施設の維持修繕について

設置と管理

町は、地方自治法第 224 条第 1 項の規定により住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（公の施設）を設置し、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めており、設置状況は施設一覧表のとおりとなっている。

また、設置目的を効果的に達成するため必要があるときは、条例の定めにより指定管理者に当該公の施設の管理を行わせている。

施設一覧表

(ゴシックは指定管理者制度で管理運営している施設。括弧書きは建築物以外の施設)

担当課	施設名称
建設水道課	駅前自転車駐車場、日の出公園展望台、日の出公園オートキャンプ場、浄化センター (町営駐車場)(中央公園)(みやまち公園)(おおまち公園)(なかよし公園)(しらかば公園) (緑町公園)(北栄公園)(にしまち公園)(島津公園)(日の出公園)(東中公園)(見晴台公園) (扇町公園)(大町ランド)(丘町広場)(泉町1丁目[緑地])(栄町2丁目2[緑地])(北町2丁目 [緑地])(泉町2丁目[緑地])(西町4丁目[緑地])(本町5丁目4[緑地])(本町5丁目5[緑 地])(本町5丁目14[緑地])(本町5丁目12[緑地])(東明広場[緑地])(新町4丁目[緑地]) (若葉ちびっこ広場[緑地])(南町3丁目[緑地])(桜町3丁目[緑地])(光町3丁目江花通りポケ ットパーク[緑地])(北24号道路安全ゾーン[緑地])(南町ホップ公園[緑地])(中央コミュニ ティ広場)(深山峠コミュニティ広場)(島津コミュニティ広場)(草分コミュニティ広場)(東中コ ミュニティ広場)(千望峠花と憩いの広場)(富原コミュニティ広場)(泉栄児童広場)(日東コ ミュニティ広場)(富良野川桜づつみコミュニティ広場)(旭広場)(江幌静修コミュニティ広場) (江花コミュニティ広場)
産業振興課	農産物加工実習施設、静修農業構造改善センター、島津ふれあいセンター、吹上温泉保養センター、 郷土芸能資料館、セントラルプラザ、旧白銀荘、十勝岳園地公衆便所 (馬の霊園)(翁地区公園)(十勝岳避難広場)
町民生活課	しらかば会館、丘町会館、東明会館、宮町会館

担当課	施設名称 (総務産建常任委員会の所管外)
町民生活課	クリ-ンセンター、葬斎場、あすなる集会所、住吉集会所、町営住宅(別記)
保健福祉課	保健福祉総合センター、子どもセンター、東児童館、泉栄防災センター(西児童館)、中央保育所
教育振興課	上富良野小学校、西小学校、東中小学校、江幌小学校、上富良野中学校、東中中学校、西小プール、 町公民館、島津分館、緑町分館、東中分館、旭野分館、江幌分館、江花分館、日の出分館、富原分館、 里仁分館、清富分館、日新分館、草分分館、図書館、郷土館、開拓記念館、(開拓歴史広場)、社会教 育総合センター、武道館、B & G海洋センター、スキーリフト、東中多世代交流センター、清富多世 代交流センター、 (運動公園)(パークゴルフ場)
ラベンダーハイツ	特別養護老人ホーム、短期入所施設(ショートステイ)、デイサービスセンター
町立病院	町立病院、旧看護婦宿舎

(注)上・下水道、バス路線、道路、河川、墓地を除く。

施設設置からの経過年数(学校施設は校舎のみ。)

公的施設の設置から現在までの経過年数は設置からの経過年数表のとおりで
あり、建築物では60%(町営住宅棟数は町営住宅の建設年度と経過年数表で85%)
の施設が20年を経過し、既に修繕を実施若しくは修繕を必要としている状況が
伺える。

設置からの経過年数表(5年毎)

(括弧書きは建築物以外の公的施設 / H23 現在)

経過年数	施設名称
0~5年 (建築物1)	里仁分館 (見晴台公園)(光町3丁目江花通りポケットパーク[緑地])(南町ホップ公園[緑地])
6~10年 (建築物5)	保健福祉総合センター、クリ-ンセンター、東明会館、江花分館、図書館 (江幌静修コミュニティ広場)(パークゴルフ場)(北町2丁目[緑地])
11~15年 (建築物8)	吹上温泉保養センター、郷土芸能資料館、駅前自転車駐車場、日の出公園オートキャンプ場、開拓 記念館、東中多世代交流センター、短期入所施設(ショートステイ)、西小学校 (十勝岳避難広場)(富良野川桜づつみコミュニティ広場)(日東コミュニティ広場)(旭広場) (泉栄児童広場)(開拓歴史広場)(本町5丁目14[緑地])(本町5丁目12[緑地])(南町3丁目 [緑地])(北24号道路安全ゾーン[緑地])
16~20年 (建築物9)	農産物加工実習施設、十勝岳園地公衆便所、浄化センター、泉栄防災センター(西児童館)、富原分 館、武道館、B & G海洋センター、清富多世代交流センター、デイサービスセンター (みやまち公園)(なかよし公園)(北栄公園)東中コミュニティ広場(富原コミュニティ広場) (千望峠花と憩いの広場)(運動公園)西小プール、(栄町2丁目2[緑地])(西町4丁目[緑地]) (桜町3丁目[緑地])

経過年数	施設名称
21～25年 (建築物13)	静修農業構造改善センター、島津ふれあいセンター、セントラルプラザ、日の出公園展望台、しらかば会館、丘町会館、宮町会館、中央保育所、島津分館、緑町分館、草分分館、社会教育総合センター、江幌小学校 (日の出公園)(中央コミュニティ広場)(深山峠コミュニティ広場)(島津コミュニティ広場)(緑町公園)(泉町1丁目[緑地])(新町4丁目[緑地])
26～30年 (建築物6)	東児童館、上富良野小学校、東中小学校、日の出分館、スキーリフト、特別養護老人ホーム(馬の霊園)(翁地区公園)(町営駐車場)(日の出公園)(にしまち公園)(扇町公園)(草分コミュニティ広場)(江花コミュニティ広場)(泉町2丁目[緑地])(若葉ちびっこ広場[緑地])
31～35年 (建築物12)	旧白銀荘、あすなる集会所、住吉集会室、上富良野中学校、東中中学校、郷土館、東中分館、旭野分館、清富分館、日新分館、町立病院、旧看護婦宿舎 (本町5丁目4[緑地])(本町5丁目5[緑地])(東明広場[緑地])(大町ランド)(島津公園)
36～40年 (建築物4)	葬斎場、子どもセンター、町公民館、江幌分館 (おおまち公園)(しらかば公園)(東中公園)(北栄公園)(なかよし公園)(丘町広場)
41年以上 (建築物0)	(中央公園)(みやまち公園)

(注)上・下水道、バス路線、道路、河川、墓地を除く。

町営住宅の建設年度と経過年数表

103棟447戸

(H23.3月末現在)

設置年	団地名	棟数	戸数	経過年数	設置年	団地名	棟数	戸数	経過年数
昭和36年	緑町団地	2	8	50年	昭和55年	東中団地	2	4	31年
昭和37年	緑町団地	2	8	49年		西町団地	2	8	
昭和38年	緑町団地	3	10	48年	昭和56年	西町団地	2	8	30年
昭和39年	緑町団地	2	8	47年	昭和57年	西町団地	1	4	29年
昭和42年	緑町団地	2	8	44年	昭和62年	宮町団地	2	8	24年
昭和47年	泉町南団地	8	26	39年	昭和63年	宮町団地	4	16	23年
昭和48年	泉町南団地	9	30	38年	平成4年	東中団地	1	2	19年
昭和49年	泉町南団地	4	16	37年	平成5年	富町団地	2	8	18年
	西町団地	6	24		平成7年	富町団地	1	4	16年
昭和50年	扇町団地	6	24	36年	平成8年	富町団地	3	12	15年
	西町団地	4	16		平成10年	東町団地	1	16	13年
昭和51年	扇町団地	6	24	35年	平成11年	東町団地	1	16	12年
	西町団地	2	8		平成12年	東町団地	1	8	11年
昭和52年	扇町団地	6	24	34年	平成13年	泉町北団地	1	8	10年
	西町団地	2	8		平成15年	泉町北団地	1	8	8年
昭和53年	扇町団地	3	12	33年	平成16年	泉町北団地	1	8	7年
	西町団地	2	4		平成20年	富町団地	1	10	3年
昭和54年	東中団地	2	4	32年	平成21年	富町団地	1	15	2年
	扇町団地	3	12		平成22年	富町団地	1	10	1年

維持修繕の経過と課題

ア 決算総額に占める維持修繕等の割合

決算の成果報告書により、過去10年間の一般会計歳出の性質別比較表をみると、総決算額に占める維持補修費の平均(割合)が64,284千円(0.8%)、普通建設事業費の平均(割合)が2,397,992千円(29.2%)であり、この二つを合わせると毎年度2,462,276千円(30%)の経費が公的施設に充てられている。

維持補修費は、公的施設等を保全する経費であり、適正に維持するためには、その補修が適宜に行われる必要がある。補修が適宜適切な時期に行われないと施設躯体の損耗を早め、その効用を損なう結果となり、最終的には多額の補修

費や建設費の支出を要する結果を招くことになる。

維持補修費は、公的施設の使用頻度や損耗の度合いによって異なり、単に維持補修費の年度比較だけでは適正な管理の適否を判断することは困難であるが、著しく多額に上っているときは、その公的施設が新增設検討の時期にきている。

普通建設事業費は、公的施設の新増設等の建設事業に要する投資的経費であり、地域社会の発展のためには、最も積極的で効果的な事業であるので、第5次総合計画とその実施計画に基づき、老朽化している施設への維持管理費が新增設の投資と二重投資等の無駄とならないようにすることが必要である。

一般会計歳出の性質別比較表

(千円)

	決算総額	維持補修費	構成比(%)	普通建設事業費	構成比(%)
平成12年度	9,900,584	89,197	0.90	3,514,424	35.50
平成13年度	8,153,664	84,750	1.04	2,191,659	26.88
平成14年度	8,035,907	69,137	0.86	2,341,568	29.14
平成15年度	9,989,086	94,112	0.94	4,189,252	41.94
平成16年度	8,088,849	62,033	0.77	2,481,770	30.68
平成17年度	7,492,697	47,996	0.64	2,233,513	29.81
平成18年度	6,891,589	53,236	0.77	1,579,619	22.92
平成19年度	6,265,630	53,087	0.85	1,046,747	16.71
平成20年度	7,619,891	51,773	0.68	2,292,738	30.09
平成21年度	7,465,674	37,522	0.50	2,108,629	28.24
(参考)	当初予算額	維持補修費	構成比(%)	普通建設事業費	構成比(%)
平成22年度	6,230,000	50,092	0.80	1,070,197	17.20
平成23年度	6,049,000	59,229	1.00	810,125	13.40

イ 修繕の定義と目安

「既存施設の計画更新の定義」について、第4次上富良野町総合計画「上富良野町公共施設整備・管理指針」を参考にすると、修繕は部分修繕と大規模修繕の二つが規定されていた。

- ・更新 - 修繕、増改築、建て替えの全体をさす。
- ・維持管理 - 清掃、保守点検、補修(利用上、支障のない水準への修理)
- ・部分修繕 - 躯体に影響を及ぼすような破損(経年劣化)が保護層に発生する前に元の性能にまで引き上げる。
- ・大規模改修 - 屋上防水、外壁補修などを全体的に修繕する。
- ・改修(リフォーム) - 当初の性能以上に機能を高める修繕を行う。

鉄筋コンクリート等施設の修繕項目と修繕周期は下記表の周期年数が目安であり、本町の公的施設の修繕履歴をこの区分で整理すると修繕サイクルと修繕経過は表のとおりとなっている。

決算書及び成果報告書から公的施設の修繕履歴を見ると耐用状況が違うため一概には判断できないが、修繕サイクルと修繕経過の表に見られるように目安となっている周期を過ぎてからの修繕が見受けられる。

修繕項目と修繕周期（鉄筋コンクリート等の建物）

修繕対象		修繕周期
1 屋根防水	ウレタン防水、アスファルト防水	10～15年
	瓦葺き（石綿スレート葺き）	30年
2 外壁塗装	モルタル塗り、外壁塗装	10～15年
3 鉄部塗装		3～5年
4 給排水管	屋内・屋外給水管	12～20年
	雑排水管	15～20年

修繕サイクルと修繕経過

（ゴシックは修繕周期を経過して修繕している施設 / 平成22年度末現在）

屋根防水（修繕周期の目安 10～15年）	
経過年数	施設名称と修繕内容
7年経過	農産物加工実習施設（H12 塗装/屋根塗装/416千円） 特別養護老人ホーム（H20 塗装/特養・ショート・デイ屋根防水塗装/4,800千円）
9年経過	島津ふれあいセンター（H11 改修/屋根塗装/1,281千円）
11年経過	役場（S53 改修/屋上防水・排水ドレーン改修/6,300千円） 島津ふれあいセンター（H13 塗装/屋根塗装/1,260千円） 社会教育総合センター（H10 塗装/アリーナ屋根塗装/3,675千円）
12年経過	セントラルプラザ（H14 改修/屋上防水工事） 町立病院（H18 改修/屋根防水改修・トップコート塗布/3,980千円）
13年経過	静修農業構造改善センター（H14 改修/屋根・外壁塗装・玄関ポーチタイル張替/1,155千円）
16年経過	農産物加工実習施設（H21 改修/屋根・加工場・玄関・トイレ改修/4,305千円） 丘町会館（H16 塗装/屋根塗装修理/179千円） 東児童館（H10 塗装/屋根・外壁塗装/1,294千円） 公民館（S62 改修/屋根防水改修/6,700千円） 公民館東中分館（H4 塗装/屋根・外壁塗装/3,060千円）
17年経過	特別養護老人ホーム（H13 改修/屋根改修/4,410千円） 公民館（H16 改修/屋根防水改修/6,405千円）
18年経過	公民館日の出分館（H12 改修/外壁・屋根・防水シート/4,515千円） しらかば会館（H17 塗装/屋根塗装修理/158千円）
19年経過	中央保育所（H19 改修/屋上防水整備工事/2,888千円）
20年経過	中央保育所（H20 塗装/外壁塗装整備工事/3,675千円）
21年経過	役場（H11 改修/屋上防水改修/5,460千円） 公民館旭野分館（H13 塗装/屋根・外壁塗装/981千円）
22年経過	公民館日新分館（H13 塗装/屋根塗装/290千円）
24年経過	第1車庫（H4 改修/外壁改修・塗装/2,472千円） 公民館清富分館（H12 塗装/外壁・屋根工事/998千円）
33年経過	公民館（H16 改修/大ホール屋根防水改修/4,673千円）
外壁塗装（修繕周期の目安 10～15年）	
経過年数	施設名称と修繕内容
6年経過	町立病院（S60 塗装/外壁塗装/5,696千円）
7年経過	特別養護老人ホーム（H21 塗装/特養・ショート南側屋根塗装）
12年経過	開拓記念館（H21 塗装/外壁塗装/588千円） 公民館（H11 改修/外壁改修/4,200千円）
13年経過	公民館草分分館（H15 塗装/屋根・外壁塗装/7,665千円）
15年経過	公民館富原分館（H20 塗装/外壁・屋根塗装/1,470千円） セントラルプラザ（H17 改修/外壁改修工事） 町立病院（H6 改修/屋根改修/28,943千円）
16年経過	セントラルプラザ（H18 改修/外壁補修工事） 公民館（S62 改修/外壁改修/767千円）
18年経過	役場（S60 改修/外壁・サッシ改修/53,261千円）
19年経過	特別養護老人ホーム（H14 塗装/外壁塗装/6,230千円） 医師住宅 院内保育所（H10 改修/塗装・衛生設備/2,940千円）
21年経過	宮町会館（H22 改修/外壁等補修工事/2,048千円） 公民館東中分館（H9 改修/床改修・天井・壁塗装/1,943千円） 町立病院（H18 改修/外壁塗装/20,590千円）
35年経過	公民館（H18 塗装/大ホール外壁塗装/7,980千円）
給排水管（修繕周期の目安 屋内・屋外給水管 / 12～20年、雑排水管 / 15～20年）	
経過年数	施設名称と修繕内容
7年経過	宮町会館（H8 改修/排水整備工事/1,025千円）
13年経過	しらかば会館・丘町会館（H12 改修/しらかば・丘町会館排水設備工事/1,365千円）
14年経過	東児童館（H8 改修/排水設備工事/2,956千円）
21年経過	学校給食センター（H12 改修/排水設備改修/1,701千円）
22年経過	中央保育所（H22 改修/給水管改修工事（シャワー用給水管）/683千円）
42年経過	農産物加工実習施設（H5 改修/ 44年設置後の全面改修/9,167千円）

ウ 町営住宅の長寿命化等について

町営住宅は、ストック総合活用計画（平成 14 年策定）、公営住宅等長寿命化計画（平成 23 年 3 月策定）により計画的に長寿命化等の整備がされている。

また、平成 23 年度には住生活基本法（平成 18 年施行）に基づく町住生活基本計画が策定されるため、町全体の良質な住宅ストック、良好な居住環境、住宅市場の環境整備、配慮対象者の居住の安定確保が図られることを期待する。

（ 1 ）ストックとは常置の持ち合わせている数のこと。

（ 2 ）配慮対象者とは低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭等。

(2) 公園・緑地の管理運営について

公園緑地の管理における住民との協働について

ア 町の方針

公的施設の維持管理について、職員数の減少に合わせ、外部委託、指定管理を進める方向である。

イ 行政事務・サービスの区分

- ・直轄業務 法令に基づくもので行政にしかできないもの
- ・民間委託 行政以外で指揮監督が必要なもの（業務委託等）
- ・指定管理 行政以外で独立完結が可能なもの（施設経営等）
- ・協働経営 行政以外で住民自らが可能なもの（協働経営）

ウ 協働経営で住民会管理への移行

住民に一番身近で、かつ、住民からの要望が多い公園緑地は、住民自らが目の届く範囲で維持管理を行うことにより健全な機能が発揮されるため、効果効率の高いものと位置付けている。平成 22 年度から試行的に移行し 3 年程度の制度修正を行いながら、理解を得られた住民会から移行していく計画である。住民会に移行された公園緑地は、計画を前倒しして補修整備を検討することとされている。

住民会への移行の現状と課題

ア 調査の経過

本町の公園緑地は 34 カ所あり、総合公園の日の出公園、地区公園の島津公園、見晴台公園、中央コミュニティ広場の 4 カ所を除く 30 カ所を対象に平成 22 年度から、これまで高齢者事業団に委託していた維持管理を「住民会と町の協働」により活動を進めることを第一の目的に取り組み、平成 22 年度の試行として 10 カ所の公園緑地の管理が 6 つの住民会に移行された。

維持管理経費は、機材購入費を除き、高齢者事業団への委託料積算を基に交付金を積算し、委託料ではなく住民会に自由裁量のある交付金として交付されている。

本委員会は、町が管理していた公園緑地の住民会移行について、平成 22 年度の経過を踏まえてから調査することとし、担当課から方針と管理実績の説明

を受けた。

イ 公園緑地の現状と課題

それぞれの公園緑地の形状や条件が異なるため管理運営の方法は異なっている。また、公園トイレや遊具は設置から年数経過による老朽化が進んでおり、補修も十分とはいえないため、安全管理の面からも定期的な点検と整備が必要であり、地域住民と十分協議した中で修繕、移設、撤去の対策が急務である。

ウ 住民会管理の現状と課題

住民会への管理運営の条件

- ・ 期間は、5月から10月の6か月間。
- ・ 内容は、草刈が月1回程度、トイレ清掃が3日に1度、ほかにゴミ拾い、遊具の点検など。
- ・ 交付金は、作業費・機械燃料は管理面積に応じて、ゴミ袋・手袋は施設数に応じて、保険料・機材購入費は住民会単位で交付されている。

なお、機材購入費については、移行の初年度のみ交付となっており、購入した機材の更新年数が課題と思われる。

平成22年度の管理実績

6住民会が10カ所の公園緑地を管理し、その方法はそれぞれに異なっており、次のとおりとなっていた。

- ・ 地区老人クラブが管理
- ・ 各町内会の持ち回りで管理
- ・ 地域の慣れた方が管理

実績報告書では大きな問題もなく、各住民会の地区公園として住民が関心を持ち、草刈など高齢者事業団に委託していた以上に管理作業を行っている住民会もあり、管理状況は大変良好であった。

しかし、草刈機材等の管理は各住民会が自ら行わなければならないため、自治活動奨励事業補助金を活用して公園緑地内に管理小屋等の設置もできるが、住民会の自己負担もあるので、各住民会が協議の中で対応している。

また、機械燃料費は面積に応じて支給され、ゴミ袋、手袋等は公園の数により交付されている。損害保険については町が奨励する保険により保険料を算出して交付しているが、実態は各住民会が既に参加している保険で対応されている。

公園緑地の管理は、これまで高齢者事業団に業務委託していたが、住民会に対しては、委託ではなく、町と協定書を締結して交付金を交付するというかたちで、その用途を各住民会が住民の協議により決定することができるようになっている。平成22年度現在では、10カ所の公園緑地が6住民会により管理されたが、1年を経過して現状での成果や課題の聞き取りが実績報告書のみであり、十分であるとは言えない。

特に高価な草刈機材等については、購入が必要となる住民会の負担が大きくなるため、公園緑地の面積や形状を考慮して交付金の基準見直しや、町で保有して貸し出しするなどの仕組みを検討するなど、早急な見直しが必要で

ある。また、草刈機材燃料の管理小屋等での保管については、消防法に基づく火災予防などの安全管理の徹底を指導喚起されたい。

今後、予定している公園緑地を移行するうえでも、成果と課題を整理して、当該住民会と十分な協議を行い、理解を得た中で移行を推進していくことが重要である。

住民会毎の公園緑地一覧 (ゴシック文字が住民会に移行した公園緑地。 数字は住民会の公園数。)

移行年度・管理団体	種類	公園名	設置	面積(㎡)	遊具	トイレ構造	
日の出住民会	緑地(開発行為)	北町2丁目	H16	323			
(H23)東中住民会	公園(ため池)	東中公園	S49	9,434	あり		簡易トイレ
(H23)緑町住民会	街区公園	しらかば公園	S49	1,500	あり	R C造	公共下水道
	緑地(開発行為)	桜町2丁目	H6	165			
	緑地	北24号道路安全ゾーン		1,380			
(H23)大町住民会	街区公園	おおまち公園	S47	1,000	あり		
	広場	大町ランド	S52	277	あり		
南町住民会	緑地(開発行為)	南町ホップ公園	H19	221	あり		
	緑地(開発行為)	南町3丁目	H8	217			
(H22)旭住民会	コミュニティ広場	旭広場	H8	1,500	あり	R C造	公共下水道
	緑地	若葉ちびっこ広場	S57	277			
(H23)本町住民会	街区公園	なかよし公園	S47	1,792	あり	R C造	公共下水道
	緑地(開発行為)	本町5丁目4	S54	288			
	緑地(開発行為)	本町5丁目5	S52	634	あり		
	緑地(開発行為)	本町5丁目14	H9	539	あり		
宮町住民会	緑地(開発行為)	本町5丁目12	H8	231			
	街区公園	みやまち公園	S44	3,000	あり	R C造	公共下水道
中町住民会	街区公園	中央公園	S42	4,500	あり	W造	公共下水道
	コミュニティ広場	富良野川桜づみコミュニティ広場	H9	38,900			
(H22)栄町住民会	街区公園	北栄公園	S48	2,900	あり	R C造	公共下水道
栄町住民会	緑地(開発行為)	泉町1丁目	H元	317			
	緑地(開発行為)	栄町2丁目2	H7	274			
(H22)泉町住民会	緑地(開発行為)	泉町2丁目	S60	277			
	緑地(開発行為)	扇町公園	S58	724	あり		
(H22)住吉住民会	緑地(開発行為)	西町4丁目	H3	267	あり		
	コミュニティ広場	富良野川桜づみコミュニティ広場	H9	38,900			
住吉住民会	街区公園	にしまち公園	S56	5,200	あり	補強C B造	公共下水道
	緑地	光町3丁目		454			
(H22)東明住民会	緑地(開発行為)	東明広場	S55	331	あり		
	緑地(開発行為)	新町4丁目	H元	507			
(H22)丘町住民会	緑地(開発行為)	丘町広場	S50	696	あり		
(委託)高齢者事業団	地区公園	島津公園	S55	39,709	あり	R C造	公共下水道
	コミュニティ広場	中央コミュニティ広場	S58	16,020	あり	補強C B造	公共下水道
(指定)観光協会	街区公園	見晴台公園	H19	6,100		開発局で設置	公共下水道
(指定)振興公社	総合公園	日の出公園	S58	208,000	あり	R C造	公共下水道

平成22年度の実績・成果

平成22年度に移行した6住民会の維持管理実績は、公園緑地の面積や芝生等の状態により作業日数に多寡があるが、旭住民会で10日間(トイレ点検は毎日)、栄町住民会で17日間、住吉住民会で5日間、東明住民会で11日間、丘町住民会で3日間、泉町住民会で10日間となっている。

また、管理の改善・要望事項としては、エンジン付き歩行型除草機 1 台の購入、大型樹木の剪定、消耗品費の見直しがあげられている。

これまで高齢者事業団に委託していた一括管理と比較すると維持管理経費は増加しているが、当該維持管理作業の実施により、住民会から地域のコミュニティが醸成したと報告されている。

委託料でなく、協定による交付金として住民会に自由裁量を与えたことが、自ら考え自ら行動する自立性を持たせ、地域コミュニティ活性化の促進に繋がっていることは評価できる。

また、自治活動奨励補助金を活用して維持管理用備品を保管する物置等を設置した住民会は、東明住民会、泉町住民会、緑町住民会となっている。

住民会への移行に伴う公園等維持管理経費の年度比較

(円)

	H20 実績 合計	H21 実績 合計	平成 22 年度実績				平成 23 年度当初予算			
			箇所	住民会 交付金	高齢者 事業団	H22 合計	箇所	住民会 交付金	高齢者 事業団	H23 合計
草刈清掃管理業務	718,000	505,600	11	155,000	539,000	718,000	10	444,000	200,000	740,000
トイレ清掃管理業務		211,580	1	24,000			4	96,000		
消耗品費	226,291	125,581		26,600	198,000	224,600		70,000	112,000	182,000
保険料			6	41,400	0	41,400	10	79,000	0	79,000
合計	944,291	863,446		247,000	737,000	984,000		689,000	312,000	1,001,000
前年度合計との比較		107,845				120,554		442,000	425,000	17,000

上記のほか、6 住民会に機材購入費 50,000 円が交付されている。

現地調査の結果

本委員会は現況把握のため、平成 22 年度に住民会に移行した公園緑地 1 か所、平成 23 年度に移行予定の公園緑地 2 か所及び町内で初めて大型コンビネーション遊具を設置した島津公園を抽出して現地調査を行い、担当課から説明を受けた。委員会の現地調査後の意見は下記のとおり。

項目	委員会の現地調査での主な意見
東中公園	駐車場が狭隘で整備が必要であるが、駐車場用地と侵入道路用地の確保が課題。 進入道路は車両が対面交差できる幅員が必要。 池周辺の策設置など、安全管理を講じるべきである。ため池汚泥の浚渫が必要。 進入道路沿いのフェンスの修繕が必要。
しらかば公園	木陰が必要。 公園門柱のレンガブロックが剥離しており修繕が必要。
旭広場	雪解けに伴う水捌けが悪いため、雪割りなどで雪解けを早くすべき。 公衆トイレ外壁補修が必要。 木陰が必要。
島津公園	大型遊具隣接の公衆トイレは水洗化して利用しやすい環境整備が必要である。 また、公衆トイレ横の水飲み場の補修が必要。 ボート乗降時の安全管理の徹底が必要。 子どもたちの監視と親の休憩のため、大型遊具周辺にベンチが必要。 大型遊具の設置により利用者増が予測できるため、今後、駐車場の拡張が必要。 今後も計画的に遊具を更新して、利用者増を図るべき。

主な意見としては、住民が憩う場所としての木陰やベンチの整備、駐車場を有する公園は駐車スペースの拡大の課題、遊具等の安全管理などが出された。

(3) 指定管理者制度による管理運営について

制度の沿革と指定管理施設

公的施設の管理運営について、多様化・複雑化する住民ニーズに的確に対応するため、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成15年6月の地方自治法改正（第244条の2 第3項）により「指定管理者制度」が創設された。

本町では平成17年に導入プランを策定し、平成18年から吹上温泉保養センター、日の出公園、日の出公園オートキャンプ場、町営スキーリフト、パークゴルフ場の5施設、さらに平成19年度から見晴台公園を加えた6つの施設について、関係条例を整備し、指定管理者の指定の議会議決を経て管理を委託している。

制度導入にあたっては、公的施設のサービス向上、利用者ニーズへの効果的対応、施設管理の効率化及び経費節減、民間事業者の公共分野での事業機会の拡大の効果が期待されている。

利用料金制度により公的施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させているが、利用者数の増減や光熱水費単価の上昇により、一概には経費削減の効果を分析することは困難である。

当初予算（委託料）の推移

(千円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
吹上温泉保養センター	0	0	0	0	5,522	3,963	2,814
日の出公園	19,319	29,362	29,552	30,044	26,773	26,905	27,038
オートキャンプ場	3,913						
町営スキーリフト	7,774						
見晴台公園			2,331	2,331	2,331	2,886	2,886
パークゴルフ場	4,626	4,720	4,500	4,300	4,100	4,100	4,100
合計	35,632	34,082	36,383	36,675	38,726	37,854	36,838
前年度合計との比較		1,550	2,301	292	2,051	872	1,016

利用者数の推移

(人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
吹上温泉保養センター	105,605	101,606	96,743	88,660	86,887	79,627
日の出公園						
日の出公園オートキャンプ場	13,409	14,303	13,764	13,237	14,841	13,742
町営スキーリフト	91,547	77,351	67,522	50,540	65,163	82,161
見晴台公園(案内所)			2,077	2,451	5,115	6,385
パークゴルフ場	34,378	31,598	30,843	32,222	30,543	28,572
合計	244,939	224,858	210,949	187,110	202,549	210,487
前年度合計との比較		20,081	13,909	23,839	15,439	7,938

現地調査の結果

6つの指定管理施設は、全て町民の憩いの施設と観光の拠点施設の両面を併せ持つ施設であるため、委員会としては本町の観光施設である日の出公園及びオートキャンプ場について現地調査を行い、指定管理者等からコテージ施設改善、臨

時駐車場からの通路におけるキャンプ場利用者との課題、大型イベント時の駐車場問題等の現状課題を聴取した。指定管理者からは施設の利用増を図るため、施設の効用を最大限に発揮するための改善意見が出された。委員会の現地調査後の意見は下記のとおり。

項目	委員会の現地調査での主な意見
展望台	展望台からの眺望が良いので、もっとPRが必要。 ラベンダー観光シーズン時のトイレ容量が不足している。
花畑	特色のある植栽にすべき。 町民の花植えや刈り取り体験など、日の出公園に子どもや人を集めるべき。
散策路	日の出公園を周遊できるサイクリングロードの整備が必要。 展望台までの散策路の植栽した町民ふれあい花壇は、維持管理で植栽団体も来園して効果があった。 展望台までの散策路は高齢者などには厳しいことから、スキーリフトのチェア式の検討が必要。
多目的広場	有効的な活用のため、新たな取り組みが必要。 木陰をつくる樹木や休憩ベンチが少ない。
駐車場	展望台への進入路看板がなく改善が必要。 道路に面した公園全体案内看板がないため、公園全体が分からない。 大型イベント時の駐車場対策が課題。
その他	公園の利用頻度など現状把握と分析を行い、将来を見据えたビジョンや計画が必要。 記念植樹の検討が必要。 民間事業者の花畑公園とは違い、公共施設の都市公園のため経済効果を得る手段が少ない。 進入道路の北27号道路は、狭隘で歩道がないため拡幅が必要。
キャンプ場	斜面テントサイトの改善が必要。 日の出公園からオートキャンプ場に直接車両で進入できない、アクセスが悪い。

当面する課題

日の出公園については、住民の福祉増進の施設と町の主要な観光施設の両面を有する施設のため、花壇や花畑が冬期のスキー場の利用期間に影響することもあり、施設設置の目的や効果が十分促進されるよう整備されたい。

また、公的施設の利用料金は各々の条例で規定され、指定管理者に裁量権が限定されていることから、利用者数の増加と収益が上がる管理運営を図るため、提供サービスの向上と利用料金の費用対効果を勘案し検討されたい。

2 土地改良基盤整備事業推進の件

(1) 本町農業の現状と課題

食糧自給率の低下や農業従事者の高齢化と後継者不足による農家人口の減少、多様な食文化による米離れや日本食離れ、国内外の情勢変化やグローバル化に伴う輸入農産物の増加による競争力の低下といった深刻な現状により農業の衰退が進んでいる。

平成7年から平成17年(平成22年)の農業センサスでみる本町農家の現状は、人口は898人(35.3%)、戸数で235戸(41.2%)、後継者のいる農家は69戸(63.1%)にまで減少している。

また、平成7年から平成22年の経営耕地の状況は、田で271.6ha(13.3%)、畑で262.74ha(6.7%)、総面積で6.22ha(0.1%)の減少であり、農家人口が35.3%も減少しているにも関わらず、農地面積に大きな増減がないことは、農業者の規模拡大により耕作作業の負担が増大していることが伺える。

農業就業人口等

(数値は国勢調査、農業センサス、町農業振興計画から。)

	平成7年	%	平成12年	%	平成17年	%	平成22年	%
農業人口	2,547人	19.8	2,152人	16.8	1,649人	13.4		
農家戸数	570戸	13.9	494戸	11.2	409戸	9.0	335戸	7.6
後継者いる	187戸	32.8	161戸	32.6	69戸	16.9		
後継者いない	383戸	67.2	333戸	67.4	340戸	83.1		
専業農家	256戸	44.9	205戸	41.5	192戸	46.9	184戸	54.9
認定農業者	58人		108人		230人		286人	
総世帯数	4,106戸		4,410戸		4,540戸		4,413戸	
総人口計	12,881人		12,809人		12,352人		11,543人	

平成22年から農業センサス調査項目が変更し入手できないデータあり。

本町の経営耕地の状況

(農業センサスから / ha)

	総面積	田				畑				
		田の計	稲	稲以外	未耕作	畑の計	普通作物	飼料用	牧草	未耕作
H7	5,973.71	2,045.51	1,300.0	733.22	12.29	3,914.64	3,692.77	310.64	139.51	82.36
H12	5,820.97	1,929.94	963.35	920.21	46.38	3,880.01	3,625.87	381.53	149.57	104.57
H17	5,816.88	1,869.87	876.63	975.02	18.22	3,937.80	3,695.12	466.83	189.67	44.01
H22	5,967.49	1,773.91	807.04	934.24	32.63	4,177.38	3,290.30	268.61	566.38	52.09

(2) 国における農業農村整備事業

この事業は、農業生産の基盤と農村の生活環境の整備を通じて「農業の持続的発展」「農村の振興」「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」の実現を図るため、水田の農業用水確保のダムや堰の建設、水田・畑の営農条件の改善整備、農産物運搬のための農業用道路整備、農村の環境整備など、農業を支援する事業である。

農業の安定的な経営には、農地・農業用水の確保、担い手の確保・育成、農業技術水準の向上が不可欠であり、そのためには農業生産基盤の整備や保全が重要である。

- 農業の持続的な発展 - 農地、水、担い手等の生産事業の確保と望ましい農業構造の確立。自然循環機能の維持増進
- 農村の振興 - 農業の発展基盤として、農業生産条件の整備。生産環境の整備等福祉の向上。
- 食料の安定供給の確保 - 良質な食料の合理的な価格での安定供給。不測時の食料安全保障。
- 多面的機能の十分な発揮 - 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承等。

農業農村整備の事業内容

農業生産基盤整備・保全		
国民に対する食料の安定供給、農業生産性の向上、需要の動向に即した農業生産の再編及び経営規模拡大等農業構造の改善に資するため、農業用排水施設、農地の整備等を行う。 農村地域での災害を未然に防止し、農地及び農業用施設の保全を図るための農地防災等を行う。		
用排水施設の整備	かんがい排水事業	食料生産の基盤である農業用水の安定的供給や洪水による農業被害を防ぐための排水等のため、ダム、頭首工、用排水路、用排水機場等を整備する。 食料の安定供給とともに、流域内での水循環を支えるなど多面的機能の発揮にも貢献している。
農地の整備	経営体育成基盤整備事業 畑地帯総合整備事業 農用地再編開発事業	農地整備は、農業生産性の向上や農業構造の改善により食料供給力の確保に重要な役割を果たすとともに、消費者価格の低下により国民経済に貢献している。 農業外の役割として、土地利用の秩序化の機能を果たすとともに、水田整備による国土の保全・防災を通じ健全な水循環を形成している。 農地整備によって、担い手の経営規模は事業の実施前後で2.2倍に増加し、これに伴い稲作労働時間が約6割短縮する。
農道の整備	農道整備事業	生産性の高い農業を促進し、地域農業の持続的発展及び農村の総合的な振興を図るため、他の農業振興施策と連携して農村地域の農道網を合理的に整備します。
農地の防災保全	総合農地防災事業 農地防災事業 農地保全事業 農村環境保全対策事業	用地、農業用施設に対する自然災害による被害の未然防止、農業用水の水質保全、土壌汚染の防止、農業用施設の機能回復等により、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るとともに、国土の保全、地域住民のいのちや暮らしの安全の確保に貢献している。
施設の維持管理	土地改良施設管理事業	
農村整備事業		
生産基盤の整備と一体的に生活環境を整備し、快適で活力ある農村地域の形成に資するため、農業集落排水施設の整備、農村の総合的整備、中山間の総合的整備を行う。		
農業集落排水施設の整備	農業集落排水事業	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図る。 処理水の農業用水への再利用や汚泥の農地還元を行うことにより、農業の特質を生かした環境への付加の少ない循環型社会の構築に貢献している。
農村の総合的整備	農村総合整備事業 農村振興整備事業	秩序ある土地利用を図りながら、活力ある農村を維持するため、農業の生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備を行う。 農村の総合的な整備は、農村地域にゆとりや、やすらぎを求める都市住民の期待にも応え、都市と農村との共生・対流の促進に寄与する。
中山間地域の整備		国土面積の約7割、耕地面積、農家数、農業粗生産額で全国の約4割を占める中山間地域において、生産条件と生活環境の両方を改善することにより、農業の生産活動を持続させ、食料の安定供給や水源のかん養、洪水防止機能などの多面的機能の発揮を確保する。

第4次町総合計画で実施した土地改良基盤整備事業

(農地の区画整理等の面的整備のみ)

事業名	事業期間	種別	主体	事業費(H11～20)
日新地区道営農林地一体開発整備	S59～H11	補助事業	北海道	84,175千円
しろがね地区国営土地改良事業調査	元～H14	補助事業	国	78,183千円
日清地区道営緊急畑地帯総合整備事業	H9～H14	補助・交付金	北海道	164,798千円
富島地区道営担い手育成基盤整備事業	H10～H17	補助事業	北海道	89,252千円
富原南地区道営経営体育成基盤整備事業	H11～H18	補助(町負担)	北海道	100,166千円
国営かんがい事業負担償還	H15～H42	補助・単独	町	2,417,931千円
島津地区道営経営体育成基盤整備事業	H17～H21	補助事業	北海道	81,351千円
合計				3,015,856千円

第5次町総合計画実施計画に掲載されている土地改良基盤整備事業

(農地の区画整理等の面的整備のみ)

事業名	事業期間	種別	主体	事業費(H21～30)
しろがね地区事業負担対策	H15～H29	補助・単独	町	1,140,147千円
島津地区道営経営体育成基盤整備事業	H17～H22	補助事業	北海道	39,651千円
興農地区道営経営体育成基盤整備事業	H21～H25	補助事業	北海道	71,126千円
東中幹線地区道営かんがい排水事業	H22～H26	補助事業	北海道	137,776千円
西山地区道営経営体育成基盤整備事業	H22～H26	補助事業	北海道	8,562千円
東中南部地区道営経営体育成基盤整備事業	H24～H28	補助事業	北海道	107,157千円
東中央地区道営経営体育成基盤整備事業	H24～H28	補助事業	北海道	144,988千円
道営かんがい排水事業(島津地区)	H25～H26	補助事業	北海道	55,000千円
東中東部地区道営経営体育成基盤整備事業	H25～H29	補助事業	北海道	172,339千円
東中第1地区道営経営体育成基盤整備事業	H25～H29	補助事業	北海道	109,139千円
東中西地区道営経営体育成基盤整備事業	H25～H29	補助事業	北海道	79,085千円
合計				2,064,970千円

第5次町総合計画実施計画の年度別資金計画による農業振興基金の繰入計画と土地改良基盤整備事業

(農地の区画整理等の面的整備のみ)

	平成23年度当初	平成24年度計画	平成25年度計画
一般会計予算額	6,049,000千円	6,243,900千円	7,366,800千円
うち投資的事業費	810,125千円	1,113,600千円	2,214,500千円
農業振興基金の平成22年度末残高予定	H23年度繰入予定額	H24年度繰入予定額	H25年度繰入予定額
197,437千円	15,200千円	16,000千円	20,900千円
H23～25実施計画の事業名	H23年度計画事業費	H24年度計画事業費	H25年度計画事業費
興農地区道営経営体育成基盤整備事業	16,347千円	20,225千円	18,515千円
東中幹線地区道営かんがい排水事業	33,000千円	40,425千円	36,163千円
西山地区道営経営体育成基盤整備事業	1,284千円	2,522千円	1,365千円
東中南部地区道営経営体育成基盤整備事業		9,125千円	20,057千円
東中央地区道営経営体育成基盤整備事業		8,625千円	28,563千円
道営かんがい排水事業(島津地区)			5,500千円
東中東部地区道営経営体育成基盤整備事業			13,075千円
東中第1地区道営経営体育成基盤整備事業			8,163千円
東中西地区道営経営体育成基盤整備事業			6,372千円
合計	50,631千円	80,922千円	137,773千円
投資的事業費全体での土地基盤整備事業の比率	6.2%	7.3%	6.2%

(3) 北海道における持続的農業・農村づくり促進特別対策事業

北海道の農業・農村を持続的に発展させていくため、担い手の育成・確保に向けた生産基盤の整備や水田農業の根幹をなす基幹水利施設の整備を促進することを

目的として、農業者が必要な整備に積極的に取り組めるよう、北海道と市町村が連携して農家負担を軽減する特別対策が実施されている。

また、特別対策費として北海道と市町村で事業費の10%（道1/2、市町村1/2）を負担して、農家の負担率を7.5%に軽減することにより、基盤整備に着手しやすいようにしている。

対象事業と農家負担率

区 分	対象工種	内 容	農家負担率
担い手育成・支援事業	暗渠排水	暗渠排水	7.5%
	区画整理	水田・畑地における勾配修正等の区画整理	
	土層改良	運搬客土、混層耕、反転客土、心土破碎、除れき及びこれら等と併せて行う土壌改良	
	用水施設	上記工種と一体的に行う用水路、ため池、頭首工等の用水施設（畑地かんがいを含む）	10.0%
基幹水利施設保全事業	用水施設	基幹的用水施設	10.0%

3月29日の本委員会終了後、平成21年度から事業に着手した東中地区の農業者と懇談した際に、基盤整備が未整備である地域の課題として、耕作地が分散して効率が悪くなった（48%）、農地や農業用水の管理に手が回らなくなった（51%）、ほ場の区画が小さく作業に手が回らなくなった（44%）、農地周辺の草刈が大変（63%）、毎日の水管理が大変（46%）、転作を行いたい農地の排水が悪く育たない（40%）のアンケート結果の報告を受けた。

これらの課題を解決するため、また、後継者に引き継ぐうえでも作業効率の向上や作業機械の近代化、農地流動化においても対応できることから、地域で協議して基盤整備事業に踏み切ったとの意見を聴取した。

平成22年湿害による東中地区と土地改良整備済みの島津地区を比較してみると、被害率で東中地区の16.9%に対し、島津地区では10.3%と6.6ポイント、10アールあたりの被害額では東中地区の22,061円に対し島津地区では2,556円と約8分の1の被害額となっている。島津地区には未整備農地もあり一概にはいえないが土地改良基盤整備の必要性和効果が伺える。

(4) 上富良野町における土地基盤整備

当町における土地基盤整備は、国や道が実施する事業に対し、町が管理する道路及び排水の事業の負担のほか、受益者である農業者の負担軽減のため費用の助成策を講じている。

このほか、町の単独事業として、農道の砂利敷や農道橋の整備、農道配水管の整備に対する費用の助成を行い、農畜産物の搬出などにおける農業の基盤整備を毎年度実施している。

まとめ

1 公的施設の管理運営について

(1) 維持管理

公的施設の維持管理経費の予算全体に占める割合が、普通建設事業費と維持補修費を合わせても20%に満たない規模と、一般財源だけではなかなか整備できなかった公的施設の修繕等について、平成21年度から平成22年度（繰越明許費を含む）に実施された、経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を財源に一斉に整備されたが、今後、このような整備は困難であると思われる。

公的施設の管理運営について、維持管理の面では建築物躯体の状態にもよるが、調査データに示すように建築物のライフサイクルに応じた計画修繕は図られていない実態が見受けられるので、点検項目の基準を作成し、日常の点検や年間での定期的・集中的な施設の点検を図るべきであり、清掃管理・警備・施錠・機械警備など、日常的な維持管理の基準（マニュアル）を設けて、住民が気持ちよく利用できる施設とされたい。

公的施設の長寿命化については、予算規模及び普通建設事業の縮減並びに維持補修費の補助制度が殆どない実態から、中長期的な計画性を持った部分修繕・大規模改修が必要である。

また、施設の部分修繕や大規模改修を施工する際には、人に優しい高齢化社会に対応したユニバーサルデザイン（バリアフリー）の施設づくりを図られたい。

公的施設は、本来の設置目的のほかに住民の避難所機能も有することから、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被害を勘案し、維持修繕を行う場合は耐震化も視野に入れた計画的な整備を図られたい。

最後に施設全体について、時代の変革、社会情勢、利用実態を勘案して、将来も維持する必要性などを検討する必要がある。住民が真に必要な施設として、サービスの質・量の向上と維持管理経費のコスト縮減の両面をにらみながら、費用対効果を十分に考慮して公的施設の設置目的を達成する行政サービスが提供できているかも検証されたい。

(2) 公園緑地

公園緑地の管理について、平成22年度から移行対象の公園緑地30カ所のうち、既に10カ所を6住民会に、平成23年度からは25カ所を10住民会に移行して管理している。町は平成21年度まで高齢者事業団に委託という形で管理させていたが、住民会への移行管理については、委託体系とは異なり地域住民により自発的なきめ細やかな管理が行われている公園緑地もある。

町と住民会が協定という形で、委託ではなく交付金にしたことにより、地域住民の協議と裁量で経費の使い道を決定することができるため、地域住民のコミュニティを図られ、より身近な公園になったと感じる。特に利用する子ども達の事故・事

件に対する地域住民の意識も向上している。

このようなことから住民会に対し交付金としたことは、町民と行政の協働の取り組みの一つとして大変評価できる。

しかし、まだ課題も多く、維持管理中の事故・怪我等に対する注意喚起の対応については、町としての指導が必要である。また、保険等の加入状況の把握と保険内容等の指導や公園緑地の管理を移行した住民会に新たな負担が生じないよう公園や芝生の面積に応じた草刈機械購入に対する基準や作業日数に応じた積算の見直しが必要である。

今後、住民会も高齢化の進展により、公園緑地管理の担い手確保が難しくなることが予想されるので、管理方法を指導するなど、住民会に円滑に移行されるよう町として地域住民の直面している小さな課題に対し、耳を傾け共に管理していく姿勢が大切である。

公園緑地の中には、樹木の管理が十分とはいえない公園や遊具等の修繕が必要な公園があり、利用者の安全確保のため早急な整備を図り、地域住民が安全でくつろげる公園を目指されたい。

それぞれの公園緑地の形状に対応した改善を行い、地域住民と町が協働の中で力を合わせて管理運営することにより、地域住民にとっての「憩いの公園」となるよう取り組まれたい。

今後に向けて、町内全ての公園緑地が地域住民の手によって維持管理が推進されることを期待する。

(3) 指定管理施設

指定管理施設については、当該施設の課題に対し指定管理者と十分協議のうえ、早急に改善を図って利用者のニーズに対応し、町の施設として住民の福祉を増進する目的や成果が上がるよう努め、「指定管理者制度導入プラン（平成17年1月31日策定）」に示している、制度導入にあたっての基本的な考え方により、施設の効用を最大限に発揮させるための効率的な管理運営の実現と管理委託団体の自立化促進を図られたい。

また、現在、町が直接管理運営している施設で指定管理者制度を導入することで効果的・効率的な管理運営が期待できる施設については、制度導入の検討に努められたい。

2 土地改良基盤整備事業推進の件

農業農村整備事業は、「農業の持続的発展」「農村の振興」「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」の実現を図るための重要な事業であり、土地改良基盤整備事業の必要性については、多くの農業者が待ち望んでいる事業であるが、事業費が高額なため現在の脆弱な農業基盤では、農業者独自の土地改良基盤整備には限界があり、有効な補助事業の活用による早期整備が求められている。

本町においては、その時々々の農業情勢の背景や整備地区の農業者の実状などにより、計画的な事業促進を図ることができない実態があった。

平成 22 年 12 月に東中地区道営経営体育成基盤整備事業の要望書が議会に提出され、要望内容は、用排水路・区画整理・暗渠排水・客土・除レキ・心土破碎事業の早期実現となっていた。

農地整備における用水路の整備については、これまで用水・排水が兼用で利用されている地区も多いが、その下流域では春の入水時期には水が十分に供給されないという課題があり、今回、用水がパイプライン化されることにより、漏水の解消と下流域の農地にも十分に清水が供給されることは、農作物の品質向上や農業の振興に極めて大きな役割を担っている。

また、排水整備については、土地改良基盤整備の未実施農地では、昨年、一昨年の集中豪雨による湿害で壊滅的な被害を被った農地も多い。委員会の調査結果で示すように、本年度からかんがい排水事業が着工される東中地区と既に整備された島津地区を比較すると、被害面積の被害割合は、東中地区の 16.9%に対し、島津地区は 10.3%と 6.6 ポイントの減、また、10 アールあたりの被害額を比較しても東中地区の 22,061 円に対し島津地区は 2,556 円と 8 分の 1 の被害額となっている。島津地区にも未整備農地があり、暗渠整備事業率が 36.2%で単純な比較はできないが、整備済みの農地の被害は極めて少ない実態である。

このことを考えると東中地区における用排水施設や農地は、特に暗渠排水事業整備による透水性の充実は極めて重要であることが明らかである。また、区画整理は、農地の拡大や交換分合（換地）などの対策により作業効率が上がるため、今後の規模拡大を推進するうえでは大変必要な事業である。

委員会調査に併せ、東中地域住民から意見を聴取した際に、ここ近年の集中豪雨における透水性の悪化により農作物の品質低下や圃場への土砂流入など、深刻な被害が報告された。また、土地改良基盤整備については、担い手に引き継ぐうえでもその必要性は感じているが、自力での整備には限界があり、実施が困難であるため、補助事業を活用した早急な土地改良基盤整備を強く要望している。

北海道は、持続的農業・農村づくり促進特別対策事業の特別対策費を平成 23 年度以降も継続（第 4 期）することを示しており、農家負担率もこれまでの地区と同様に軽減される見込みである。

現時点での東中地区農業農村整備事業計画では 7 年間の事業期間となっているが、国の土地改良基盤整備事業予算が減額される中、当該事業期間や負担軽減の先行きが不透明な状況であり、本町の農業担い手育成のため、町として 1 年でも早い事業完了促進と農業者の負担軽減を維持されたい。

最後に、農業者の高齢化や農家戸数の減少が進む中、食料生産の効率化を図る土地改良基盤整備事業は、不整形や小さい区画を拡大したり、狭隘で凹凸のある農道を拡張することにより大型機械が搬入できるため、農作業の生産効率が高まり、働きやすい農作業環境が提供され、担い手育成や耕作放棄地の防止にも役立つものであり、日本の農業の維持と農地を守るため、町としてもさらなる農業施策を推進されたい。

閉会中の継続調査の経過

1 公的施設の管理運営について	
調査月日	調査の内容
H21. 9.15	<ul style="list-style-type: none"> ・閉会中の継続調査のテーマについて、平成5年度からの調査項目を参考にして協議し、次回まで検討しておくこととした。 ・先進市町村行政調査のテーマ、日程、調査地等について協議し、詳細については次回に協議することとした。
H21. 9.25	<ul style="list-style-type: none"> ・閉会中の継続調査のテーマは先進市町村行政調査テーマ決定後に協議することとした。
H21.12. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・閉会中の継続調査のテーマを「公的施設の管理運営について、地域コミュニティづくりについて」と決定し、議長に申し出ることとした。
H22. 1.13	<ul style="list-style-type: none"> ・閉会中の継続調査「公的施設の管理運営について、地域コミュニティづくりについて」の調査スケジュールと調査対象施設を協議した。
H22. 1.29	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象施設を協議した。
H22. 2. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地・広場管理形態の見直しの現状について、建設水道課から説明を受けた。
H22. 3. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・調査スケジュールと報告書作成目途を協議した。
H22. 3.31	<ul style="list-style-type: none"> ・日の出公園とオートキャンプ場の現地調査を決定した。
H22. 4.27	<ul style="list-style-type: none"> ・日の出公園とオートキャンプ場の現地調査を実施し、調査意見をまとめた。
H22. 5.17	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの審議経過をまとめ、報告書の方向性を協議した。
H22. 6.10	<ul style="list-style-type: none"> ・「公的施設の管理運営」に関連し、ふれあい通りの現地確認をした。
H23. 1.26	<ul style="list-style-type: none"> ・住民会に移行した公園・緑地・広場管理の実績について、建設水道課から説明を受けた。
H23. 2.16	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの調査内容をまとめるとともに報告書案作成の協議をした。
H23. 4.25	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事務調査報告書(案)を協議し、修正した。 ・住民会に維持管理を移行した公園4施設の現地調査を行い意見を総括した。
H23. 5.31	<ul style="list-style-type: none"> ・所管調査報告書(案)を協議し、修正した。
H23. 6.14	<ul style="list-style-type: none"> ・所管調査報告書(案)を決定した。
2 土地改良基盤整備事業推進の件	
調査月日	調査の内容
H23. 3.29	<ul style="list-style-type: none"> ・農業農村基盤整備事業の制度全般について、産業振興課から説明を受けた。
H23. 4.25	<ul style="list-style-type: none"> ・所管調査報告書(案)を協議し、修正した。
H23. 5.31	<ul style="list-style-type: none"> ・所管調査報告書(案)を協議し、修正した。
H23. 6.14	<ul style="list-style-type: none"> ・所管調査報告書(案)を決定した。